

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年8月31日(金) 午後1時30分から午後3時30分  
まで

場 所 千葉地方裁判所中会議室542(新館5階)

### 参加者等

司会者 齊 藤 啓 昭(千葉地方裁判所刑事第5部部総括判事)

裁判官 井 筒 径 子(千葉地方裁判所刑事第5部判事)

裁判官 日下部 優 香(千葉地方裁判所刑事第5部判事補)

検察官 河 原 将 一 (千葉地方検察庁検事)

弁護士 佐 藤 ひさし (千葉県弁護士会所属)

弁護士 永 濱 迅 人 (千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者2番 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 (以下「8番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは始めさせていただきます。

私，本日司会を務めさせていただきます千葉地裁刑事5部で裁判長をしております齊藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

最初に私から，こういう意見交換をお願いする趣旨などについて簡単にお話ししておきます。御承知のとおり，今年で裁判員裁判は4年目になっております。千葉地裁でいいますと既に500件を超える事件，皆さんが参加していただいたものも含めて500件を超える事件で判決が出ております。熱心に御参加いただいて，おおむね何とかやってきておるんですけども，ちょうど今，法律が施行されて3年たったところで必要な見直しをしましょうということで，いろんなところで議論がされております。

今日，皆さんに集まっていたいてちょうだいする意見もですね，そういうものにも反映させていきたいと思っていますので，是非忌憚のないところで御意見をいただければと思っております。

今回，大体審理や評議，判決に6日から，長い方で10日ぐらい掛かったという事件に皆さん方には御参加いただいています。全国的に見ると大体78パーセント，8割ぐらいの事件は5日以内で終わっているんですね。残りの2割の事件が大体6日から10日，10日を超えるとなるとこれは非常に少なく，2パーセントぐらいしかないんですけど，皆様はくじ運がいいというのか，悪いというのか，比較的長い事件に参加いただいているところがございます。

元々，比較的長く掛かる事件というのは，例えば対象になる事実が多かったりとか，争いがあって比較的判断が難しいとか，いろんな要素があるんだと思います。裁判所の方でも，例えば審理の期間とかスケジュールをどういうふうに決めたらいいのかというのは，やりながらいろいろ試行錯誤して考えているというところもございます。そういうところを中心に御経験を踏ま

えて意見を頂ければなということで集まっていたきました。

それでは最初に，簡単にですけれども，私の方で御参加いただいた事件を紹介しながら，それぞれ全体的なというか，終わって今こんなふうに考えているとか，何か最初に感想を一言ずつ伺えればと思います。

評議のときもそうだったかもしれませんが，今日は番号で呼ばせていただきますので，よろしくお願いします。

まず2番の方から順番でお願いしますけれども，昨年9月ですかね，判決のあった傷害致死の事件に御参加いただいたと思います。全部で10日ほど御参加いただいたということだと思いますけれども，皮切りに今の感想とかお気持ち，何でも結構なので，お願いします。

【2番】 事件のときも僕1番だったんですけど，常に最初に何か言わなきゃいけないので，すごく緊張します。

まず，選ばれたときには全然裁判員とかそういうのに関心なくて，裁判所自体来るのが初めてだったので，何にも分からないで来て，全く自分が関わりのない世界の中でどういうことをするのかとか思いながら来たんですけど，すごくいい経験ができたと思うし，また，実際終わってからはなんですけど，何回か傍聴も来るようになって，裁判という部分でもちょっと興味を持つようになったので，できれば裁判員に選ばれたときに先に傍聴して，ちょっと見ておくのも少し良かったかなと思いますね。大変いい経験ができたと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは続いて3番の方，昨年12月に判決のあった殺人未遂の事件でしたね，御参加いただいたと思います。全部で7日ほど審理があったと思いますけれども。

【3番】 もう年が還暦過ぎているんですけど，現役時代は平凡なサラリーマンを長いことやっていました。それで，法律をバックにですね，被害者

の方の気持ちを配慮しつつ容疑者を裁くというのは初めての経験なので、自分にできるかなと思って、緊張と不安がありましたけれど、いざ裁判所に来てみると、裁判官の方が親切というか、予想した以上にきめ細かくいろいろ御指導とか御配慮いただきまして、私なりの人生経験とか生活体験、ささやかな知識に照らして評議に加わることができたような気がします。

それで、評議のときに、容疑者が殺意を持っていたかどうかとか、あるいは本当のことを言っているのか、うそを言っているのか、難しい推定というか、認定があったんですけど、皆さんと評議を重ねる中で、まあ、合理性のある妥当な結論に達したんじゃないかなと今も振り返って思っています。

法律のことはあまり勉強したことないので、裁判員になる前は、裁判というとテレビドラマとか映画で見るような程度のイメージしかなかったんですけど、今回経験させていただいて、全体の流れというのがよく分かったような気がしまして、例えば新聞記事なんかで裁判の記事を見ていると、ああ、今この段階なんだとか、あるいは今後どういうプロセスを経るんだとかというのが現実的に分かってくるようになったような気がします。

いずれにしても、とてもいい経験をさせていただき、感謝しています。

【司会者】 続いて4番の方です。たまたまですが、3番の方と同じ事件に御参加されて、同窓会ですね。お願いします。

【4番】 今とてもびっくりして、知らせが届いたときぐらいびっくりしています。

本当に普通のただの主婦である私にお知らせが届いたときには、どうしていいか分からなくて、子供が「大変だ、大変だ」って言いながら持って帰ってきたんですよ、その知らせを。どうしていいものか、まさか選ばれるとも思っていませんでしたので、なかなか人前で話すようなこともないですし、自分の考えを伝えるということも苦手なので、でも、こういう者も選ばれるということもあるということで今日分かってもらえればなと思って、今日も

参加しました。よろしくお願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。

それじゃ、こちら5番の方ですね。千葉でとても多い事件なんですけど、覚せい剤密輸入の事件で、全部で6日ほど審議されて、昨年12月の年末の終わりに判決になったんですけれども、お願いします。

【5番】 裁判員というのに選出された文書が来て、1年後だったんですね。ですから、すっかり忘れていましたので、全くほったらかした状態で、その文書を出しましたけども。自分は不在でしたので、ここへ50人ですか、あの郵便は特別なやつですよ、郵便局から。不在だったものですから、郵便局が、不在、何郵便と言いましたっけね。

【司会者】 取りに来てくださいと。

【5番】 はい。それが分からなかったわけですね。すっかり1年間のメモリー全部消えていますので、だから、せがれに「こういうこと来たよ、地方裁判所から来たよ。おやじ、何か罪を犯したろう」ということでみんなびっくりしたんですね。お金の問題でしょとかいろいろ、翌日、自分は郵便局まで行きましたね、駐車場まで。で、選ばれたわけなんですけれども。

こういう形で、ほんとにのほほんと暮らしていたんですけれども、ただ、最初の裁判がいざ始まったときに、自分自身としては、弁護人が最初の起訴状朗読という前に、我々6人並んでいますよね。そのときにその辩护人、名前も覚えていますけど、あの一言が非常にぴーんと来たんですよ。

というのは、最初に起訴状のことじゃないんです。「裁判員の方々」、内容はいろいろ言いましたけれども、ただ一言、まとめるとこういうことなんです。 「裁判員の6人の方々、ちゃんとやってくださいよ」という。それが、あっ、これはと思ってから、ほんとにやっぱり真剣に取り組まざるを得ないなと思いましたね。それまで、ここに来るまでは、ま、何かいい経験になるかなんていう程度だったんですが、あの一言は効きましたね。はい、以上

です。

【司会者】 目が覚めたような気持ちだったんですね，そうですか，分かりました。

それでは続いて6番の方ですが，今年の1月に判決のあった事件で，放火の事件ですね。被告人の方はいろんな事情があって，火をつけるつもりはなかったんだということで争われていた事件のようですね，全部で8日間御参加いただいたと思います。では，お願いします。

【6番】 大変複雑な事件だったんですねけれども，ほんとにいい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

5番の方が一番最初に申し上げた，一番最初に封書が届いたときにびっくりしますよね，何事かと思って。自分の身に何かやましいところがあるわけではないのに，何だか犯罪者みたいな感じを受けて，それから約1年近くの間，何かこう空白が随分，何だろう，何だろうという，その待ち時間というんですか，それがちょっと長いような気がするんですね。私はそう感じました。

それと，審議なり，順次始まって，実質私の場合は8日間でした。まず一番最初に裁判長のお話が，本当に懇切丁寧にお話，裁判長も裁判官二人もいまだに名前は覚えていますが，本当にいい方でした。

それと，順次こう日を追うごとに進んでいきますよね。一番最初にびっくりしたのは，やはり先ほどあちらの方がおっしゃったとおり，裁判所のテレビで見る風景というんですか，その席に自分が座るということは，これは一生に一度あるかないかのことで，向こう側に座るのは嫌ですけど，こっち側に座る分ならまだね，テレビのスターにでもなったような気分ですね，いられるかもしれないですけど，でも実際，やっぱり緊張しますね。どきどきはしませんけども，姿勢が正しくなるというか，こういうふうになりますよ。

それと，私が一番今まで知らずにいたことは，放火が殺人罪に匹敵するほど重いという法律，それを裁判長から懇切丁寧に教えていただいて，本当に

分かりやすかったです。ですから、次に御指名される千葉の県民の方には是非、硬くならないで、出席をして、欠席をなさらないで、出てほしいと思います。

私のときは1月だったので、雪が降ったんですよ。9人選ばれるじゃないですか、最初、補助員が3人と。雪で電車が通行止めになったりして、7人残ったんです、最後に。あれ6人、5人になっちゃうとまた最初からやり直しだということを聞きまして、これは大変ですよ、皆さんと言って、スクラム組んで頑張ろうじゃないかと、そういういい経験もさせていただきました。これはね、おそらく冬、雪の降ったときにしかない事例じゃないかとね、今思っております。以上です。

【司会者】 それでは続いて7番の方ですけれども、今年の5月に判決された傷害致死それから覚せい剤取締法違反という事件ですね。全部で7日ほど審理がされたようなんですけれども、いずれの事実についても争いがあったという事件だったんです。お願いします。

【7番】 自分も、今、皆さんおっしゃられたように、最初に書類が来たときはもうほんとに、何かやっちゃったのかなとか、そういった不安があったり、すごいびっくりしたというのは事実です。

自分はまだ学生なんで、最初はアルバイト感覚というか、ほんとに面白半分で来てみたんですけど、でも、実際に選ばれてみて、施設見学とかで生まれて初めて法廷に入って、そのときにほんとに空気が全然違って感じたというか、すごいそこから緊張感を持って、いい人生経験にもなるし、ちゃんとやらなきゃなという気持ちで挑みました。

今まではほんとに裁判官の方とかすごい政治家と同じぐらい、何か堅苦しい人たちだと思っていたんですけど、実際に自分が関わった事件で担当してくれた三人の裁判官の人たちは、ほんとに普通にざっくばらんにプライベートのこととかもいろいろ話してくれて、すごい面白い人たちで、裁判の流れとかも勉強できたというのもそうなんですけど、実際に裁判官の人たちも普

通の人間なんだなって、そういう印象が変わったというのはすごい大きくて、もちろんその過程も、自分の今まで考えていたものとは全然違って、実際にそれでいいのかなとか思うところもあったんですけど、一通り流れが終わって、すごい貴重な経験ができて、でも、やっぱり少しは疑問に思ったところもあったので、ほかの方はどう思っているのかなと思って、今日参加させていただきました。

【司会者】 分かりました。またその疑問のところを後ほど伺えればなと思います。

では、お待たせしました。8番の方です。これもたまたま7番の方と同じ事件ですね。お願いします。

【8番】 私も1年前の11月に確か最高裁の方から封書、大きな封書でしたけど、頂きまして、3年前にこういう制度ができたというニュースで聞いておりましたけれども、多分断るのではないかなとずっと思っていたんですね。そのなりにしておきましたところが、やはり皆さんおっしゃる特別便で呼出状と書いてあるのが届きまして、そちらの方が大きな封筒でしたけど、皆さん今までおっしゃったように、私も何悪いことしたのかなって一瞬考えちゃったんですね。

で、封開けてみて、あっ、最高裁から届いていたあの延長なんだなと思ひまして、70歳以上は断ることができるということが書いてあったんですね。私それに当てはまるんです。それで多分、経験された方の中でも私が一番高齢なんじゃないかなと思うくらいなんですけど、で、何日までに提出してくださいという書面がありましたので、年齢的なことで、もっとお若い方にお譲りした方がいいのかなと迷ひまして、裁判所の方にお電話してみたんですけど、ぎりぎりだったんですけど。

そうしたら、円グラフで何か随分少ない、10パーセントぐらいのような感じだったものですから、相談してみたら、なっていらっしゃる方もい

るので、割と勧められた感じだったんですね。それでお引き受けしまして、すぐ間に合うように書面を書きまして、それで封書に入れて投函したんですけれども、そうしたら、まさか当たると思いませんで、そして当たってみましたら、今まで考えていたいい加減な考えよりはころっと変わりました、年ですけど一生懸命にやらなくちゃいけないと思って、それで一生懸命取り組みました。

でも、被告人の一人の人生を決める大変な仕事ですので、果たして自分が下した判断が正確だったのかなとか、いろいろ悩みもしましたけれども、私も5日間来て、土日挟んであと2日間、合計7日間あったんですけど、日を追うにつれて、疑問に思う、初め殺人事件（注：実際は傷害致死）でしたので絶対厳しく、一人の命が失われているし、相手の方は生きていらっしゃるので、絶対厳罰にとってスタートのときは思ったんですけど、日がたつにつれて、いろいろお話を伺っていると、そんな厳しくばかりを頭に入れて判断するのは良くないことなんだなというのに気付きました、大体新聞なんかのニュースで見ていると、初めの求刑よりは大体判決が少ないですよ。だから、あれは大体そんなものなんですか。そこはちょっと疑問に思った点なんです。

【司会者】 その辺もですね、実際に始まってからどういうふうにな変わっていらしたかという辺りでまた後で伺っていきたいと思います。

【8番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、あと今日、一緒に立ち会っています弁護士さん、検事さん、それから裁判官からも簡単に自己紹介をお願いします。

では、永濱さんからお願いします。

【弁護士永濱】 弁護士の永濱と申します。本日は貴重な意見を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【弁護士佐藤】 弁護士の佐藤ひさしと申します。

今回の件とは全く関係ないんですが、私も実は長期の審理の弁護人をやったことがありますして、私がやった件は最初の選任の日から判決の日まで延べで16日間、土日を2回挟んでいるということで、そういう長い事件で裁判員の方がどういうふうな感想を持ったのかというのは非常に興味深く感じております。よろしくお願いいたします。

【裁判官日下部】 裁判官の日下部です。今日は皆さん、長い期間の事件ということで、いろいろ疑問に思ったこととか今お話しいただいたので、詳しくお聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

【裁判官井筒】 同じく裁判官の井筒と申します。

今まで裁判員裁判を経験する中で、裁判員の方の何気ない一言、つぶやきなどもその事件の本質を突いたものであることに気付かされたことも多々ありまして、非常に充実した議論ができることに制度の意義を感じておりました。今日は皆さんの御意見、お話を伺う中から、今後の裁判員裁判についてのヒントを得られればいいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【検察官河原】 検事の河原と申します。今年の4月からこの千葉地検に来まして、主に裁判員裁判の担当をしております。皆様の忌憚のない意見をここで伺えれば、今後の私どもの活動の参考になると思って今日は参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会者】 それでは、大体手続の流れ、順番に従って話題事項を私の方で準備してみたんですけども、最初にまず、もう何人かの方からお話しただきましたけれども、呼出状、期日のお知らせが届いた辺りから、実際今度選ばれて、スケジュールを調整されてということに進んでいくんだと思いますけれども、その辺りでもし何か御苦労されたこととか、あるいはもう少しこういうふうにしてもらったら自分だったらやりやすかったんだけどとい

うようなところがもし何かあれば、どなたからでも結構です。お願いします。

【3番】 自分の意思なので言いにくいんですけど、最初、封書、呼出状というんですか、あれが来て、記入してから返送したんですけど、呼出状の資料をよく読んでいなくて、呼出状というんですか。

【司会者】 お知らせ。

【3番】 あっ、お知らせですね。いつ呼出状が来るのかちょっと認識していなかったんです。待てども待てども来ないので、でも、それでもやっぱり裁判所に御迷惑掛けちゃいかんと思って、1年ばかり個人的な旅行とか職場のOB会の集まりとか全部キャンセルしたんですけど、本末転倒のお願いなんですけど、後で思うと、夏場頃、分かりやすい形でいつ頃ありますよというのを何か頂くと助かったなと思って、身勝手なお願いですけど、そんなことを思いました。

【司会者】 実際に去年の8月から仕事をしていただいたと思うんですけど、そのときの封書を受け取られたときはいかがでしたか。最初は名簿に載りましたというのだけだと思うんです。それが11月頃行くんです。

【3番】 すいません、それも気が付かなかった。

【司会者】 分かりました。

ほかにどなたか、実際の事件で今度候補者になったので、この期間に選任、この日に選任手続がありますとか、今度の事件はこのぐらいの期間掛かりますというようなものが多分二度目に行ったものに入っていると思うんですけども、それを受け取られて、ああ、こんなところでびっくりしたとか、こんなので困ったとか何かありませんか。

5番の方は、6日間掛かりましたけど、選任手続をやったその日の午後から確か審理が始まりましたよね。

【5番】 はい。

【司会者】 そういうスケジュールですと、選任手続までの準備とか、そ

れからその後選ばれてすぐ始まってしまったことで何か大変だったこととか、あるいはやりやすかったこと、何かありましたか。

【5番】 いや、宣誓して、これから6日間という期間だったですけども、自分の仕事と全く関係のないランゲージが出てきますから、ネットで、未必の故意とか推認とかいうんですか、そういう、だからその6日間も含めて、深夜まで掛かりましたね。

【司会者】 審理の期間中にいろいろ自分なりに。

【5番】 はい。故意というのは分かりますよ。分かるけど、そういう専門用語で何も分からないのって、毎晩遅くまで結局その日からネット検索ですね。はい。

【司会者】 2番の方は、選任の日のすぐ次の日から確か審理が始まっていたよね。

【2番】 はい。

【司会者】 まだ選ばれるかどうか分からない状態でいろいろスケジュールを調整されたり、そういうことで何か御苦労はありましたか。

【2番】 自分は自営業なので、仕事の関係で最初断ろうと思っていたんですけども、たまたま後輩が失業中だったので、日当を払って、裁判員の日当ぐらい払ってお願いできたので、裁判に専念できたんですけども、一つ言わせてもらおうと、あそこで最初選任されたとき40人ぐらい集まったんですけど、もしそこで自分で選ばれたらということで後輩に頼んでいたんですけど、それで、じゃ、今日は選ばれなかったんでさようならとなったときに、仕事を頼んじゃった以上、ちょっと困るなと思ったんですよね。今度断れないし。たまたま選ばれたので、そのまま仕事に入ってもらったんですけど。

だから、選任して、一度に40人ぐらいばっと集めて、そこからまた9人選んだんですけど、その前に選べないのかなとちょっと思いましたね。

【司会者】 なるべくそこで御迷惑をお掛けする方が出ないように、今、20人前後の方に来ていただくようなことでやっているんですけども、確かにどうしても最後はくじになってしまうものですから、そういうふうになんかスケジュールを空けておいたのにとか、お願いしたのに無駄足になってしまったというところはあるんですよ。

ほかの方は大体皆さん、短い方でも6日とか10日とか、選任されてから実際始まるまでに期間があった方もいらっしゃると思うんですけども、そういう方たちはその場合ではどんなふうに準備とかスケジュールの調整とかされたか、御記憶ありますか。

【6番】 私は年金生活に入っちゃっているんで、そういう心配はなかったんですけども、確か最初の選任のときに47名だったと思います、記憶にあるのが。それで何か最後の一人が選ばれないんですよ、何かの都合でね。もう1回だといってやったら1番の女の子が当たっちゃったんですよ。

私はうちを出るときに、「お父さん絶対今日は当たるからね、心配しないでいいから」って冗談で言われて出てきたんですよ。本当に当たっちゃったんですよ。その前に何かこう簡単なあれを書いて、チェックがありましたよね。それを書いて、適当に書いたんじゃない、ちゃんと書いたんですけど、そうしたら本当に当たっちゃって。

そうしたら、その1番の女の子はまだ二十四、五の女の子じゃないかな。あと20代の方は雪でね、ちょっと大変だった人なんですよ。だから、そういう不運もあるんだと思うんですよ。

47人から9名選ばれて、先ほど申したとおり、やっぱり5人になっちゃうと審理もう1回やり直しだということで、そういうことはよく皆さん分からないですよ。私も初めて知りましたし、ああ、なるほど厳正なんだなと思ってね、つくづくそれは感心したというか、よく分かりました。

【司会者】 3番と4番の方の事件の場合は10日ぐらい空いていたと思

うんですけれども、選任されてから実際始まるまで、その間はどんなふうにして過ごしていらっしゃいましたか。

【3番】 いや、恥さらすようなんですけれども、その時点で改めて裁判所からの案内をよく読みまして、ああ、こういう流れなんだなというのが分かりまして、それで裁判に備えたつもりですけど。

【司会者】 4番の方、御家庭の事情とかスケジュールとか行事とかを何か調整されたりとかありましたか。

【4番】 その日にある方の話を聞いて、あのまま、よく分からないまま、当たりましたと言われて、次の部屋に連れていかれて、宣誓を読まされて、そのままというのはちょっと、間が空き過ぎてもすごく不安で不安で仕方なかったんですけど、初めの頃。でも、その日の午後からあるというのはちょっとまた辛い。その期間は決まっているわけではないんですか。

【司会者】 事件によりですね。

【4番】 あんまり短過ぎてもあれで、長過ぎても気持ちはずっとちょっと不安でしたね。

【司会者】 比較的時間が長く掛かる事件の場合は、何日か前に選任させていただいて、いろいろスケジュールの調整なんかもさせていただいていることが多いと思いますけれども、4番の方の場合、そうすると、10日間というのはちょっと長かったですか。

【4番】 来てしまえばあっという間だったんですけど、ああ、あと何日だ、あと何日だと毎日緊張して、どんなものがあるか分からない、本当に初めてのことなので、不安に思いながら。

【司会者】 7番と8番の方の事件の場合は、1週間か6日ぐらいですかね、空いていたと思いますけれども、その間はどんなふうにして過ごされていましたか。

【7番】 自分はもう友達に言いたくて言いたくてしょうがなかった、選

ばれたって。そうしたら何か来ちゃいそうだったんで、言わなかったんですけど。

あとは、大学の教授とかに言って、学校に言ったら、もちろん国のやっていることなんで、全部学校来なくても出席扱いにしてくれる。ああ、ラッキーということで。

来ている最中もずっと、このままずっと一生裁判員でいたいなとそういうことがありました。

【司会者】 8番の方は、始まるまでの間はお気持ちどんな感じだったか、覚えていらっしゃるでしょうか。

【8番】 当たりましたら、年取っていましたが、そのことは忘れませんでした。それで取り組もうと思いましたが。迷いはなかったです、決まったら。ですから、70歳以上の方でも断らないで、自分になりたいくても経験できないことですので、当たらないとできませんからね、是非断らないで参加していただきたいなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。力強い。

【6番】 70歳以上の方には御通知は出さないんでしょう。

【司会者】 いえ、お知らせはして、やっても構わないよという方はやっていただけます。

【6番】 ああ、そうですか。二度当たることはあるんですか。

【司会者】 1年の名簿で2回当たることはありませんけど、また次の年の名簿に載れば、当たることはあります。一度皆さんのようにやっていただければ、5年間はもう、平成23年に千葉でやっていますと言えば、断っていただけます。進んでやっていただくことは全然構いませんので。

【6番】 そうですか。

【8番】 先ほどお隣の方もおっしゃいましたが、この年になるまで裁判官という職業の方はすごく堅い方だと思っていたんですね。でも、とっ

ても本当にいい裁判長と裁判官に恵まれて、ああ、普通の、そりゃそうですね、結婚なさって、お子様もできて、普通の生活をなさっていらっしゃる方ですので、全然イメージが変わりました、経験しまして。もっともっと堅い方かなと思っていたんですけど、すごくソフトな方たちで、いろいろ自分のちょっとした恋愛のことなんか教えてくださったり、何か普通の方なんだなということ、本当にイメージが変わりました。

黒いガウンを着ているのがやっぱりよくないですよね、法廷で。だから、黒いというイメージがありましたので、性格もそうなのかなと思ったんですけど、全然、今度経験させていただいて、すごく、当たり前ですよね、普通の家庭のお父様だったので、本当にイメージが変わりました。

【司会者】 次のテーマに行きますけど、大体そうすると8番の方は、期間中は比較的にリラックスして過ごせましたかね。どうでしょうか。何かこう、辛かったこととかありましたか。

【8番】 5日間、月火水木金までありまして、あと土日を挟んで月火とあったんですけど、初めのときはやはり緊張しましてね。皆さんとお食事、お昼をいただきますよね。そのときお弁当を残した覚えがあるんですけど、やっぱり緊張していたんだと思うんです。

【司会者】 何日かしたら少し楽になりましたか。

【8番】 ええ。初めはやっぱり緊張していて、食事も残した覚えが、半分ぐらい残しちゃった覚えがあるんですけど、ですからやっぱり緊張していたんですね。ですけど、日がたつにつれて、お食事のときも皆さんすごくリラックスなさって、結構楽しかったですよ。ねえ。いろんなお話が出て、すごく楽しかったです。だから、また明日来るというのがすごく楽しみでした。

【司会者】 みんなで雑談したりして休憩時間を過ごされていたんですかね。

【8番】 はい。雑談して、裁判長の方も裁判官の方も一緒に混じって、ほんとオリンピックじゃないですけど、すごくチームワークが良くて、また明日来ようという、楽しみでした、すごく。だから全然本当に引き受けて良かった、いい経験をさせていただいたとつくづく思いました。

【司会者】 皆さん2週間、一番長い方は3週間にまたがっている方もいらっしゃるんですけども、何か審理期間中こんなことがあったとか、こういってちょっと気分転換したとか、そういうことで御紹介いただけることはいかがでしょうか。

【6番】 女性の方がかなりいらっしゃるというのにはびっくりしましたね。

【司会者】 そうですね。今ここにいる中では日下部裁判官一番若いんですけど、同期って3割ぐらい女性ですよ。

【裁判官日下部】 そうですね。今は裁判官も3割から4割ぐらい女性になっていて、私たちのチームでも私だけじゃなくて、井筒裁判官も女性です。

【司会者】 ちょっとまた違う方に聞きますけど、2番の方は多分10日ぐらい掛かっていますけれども、確か5日間ぶっ続けではなくて、1日ぐらい休みが入っていましたかね。

【2番】 そうですね。

【司会者】 金曜日に1回休みのようですけど、期間中はどんなふうにして過ごされていましたか。

【2番】 いや、特に、まあ、皆さんと一緒に、事件の重さが重かったのであれなんですけど、中では結構和気あいあいとやっていたので、特に心身の気疲れとかそういうのはなかったの、気分転換等は特にはないんですけど、裁判が休みの日は自分の方の仕事に行って、切り替えて、それでやっていたので、まあ、うまく自分なりに過ごせたかなと思いますね。

評議自体，僕は10日間という，最初，何でこんな長い間やるのかなと思いました。傷害致死という重い事件だったので，集団リンチみたいな形なのかなと思って，すぐ判決出るんじゃないのという考えだったので，日程がもしかしたら短くなるのかなとちょっと思っていたんですけど，審理が短くなって，あとは休みになって，最後判決になるのかなぐらいに思っていたんですけど，やっぱり被告人の関わり方が微妙だったので，それなりに長く掛かりましたね。

そういう中で，発言を求められているわけじゃないですか，例えば評議とかすると。そのときの考えを発言しなきゃいけないんですけど，次の日辺りに，今思えば，あのときああじゃねえよとか，ちょっとやっぱり時間を置くと考えも少し変わったり，あと僕るときは上の方が70ぐらいの方が一人いたんですけど，あの方々はみんな僕より若い方で，いろんな意見を聞いて，ああ，そうなんだと思いながら，自分なりに頭の中がリフレッシュされていたんで，そんなに，だから，何か根詰めて，何かこう自分で思い詰めてというのはなかったんで，期間中もリラックスしてできたんじゃないかなと思いますね。

【司会者】 3番と4番の方は，基本的には月曜から金曜までやって，土日挟んでまた月火という感じだったんですかね。

【3番】 はい。

【司会者】 何か期間中のことで印象に残っていらっしゃることはありますか。

【3番】 気分的には，緊張ももちろんあったんですけど，リラックスできたような気がします。裁判官の方で適宜休憩時間を取っていただいて，またお部屋にそれこそ飲物がたっぷり置いてありましたし，おまけにテーブルの上にお菓子まであったので，あれは結構女性の方なんか効果的だったんじゃないかなと思います。

それとあと、一度だけ、裁判員と裁判官で昼御飯を食べに全員で行ったんですけど、たまたま裁判長と隣同士の日があって、雑談しているときに、年のせいか物忘れとかひどいんですけど、芸能人の名前が出てなくて、こうこの人知りませんって言ったら、すらすらと裁判長から芸能人の名前を言われたので、いや、ささいなことなんですけど、非常に身近に感じたというか、距離感が何か縮まったような感じがしました。

【司会者】　　そういうことも知っているんだということですね。

【3番】　　ええ。それと、裁判所の拘束時間が5時前後ぐらいには解放されていたので、裁判員同士、同じ方向の人と総武快速で早めに帰って、いつものように軽く晩酌していましたので、気分的には疲れなかったんですけど、やっぱり月曜日から金曜まで、それからまた2日ですけど、連続というのはやっぱりちょっと体力的には疲れるなという感じはしましたね。

【司会者】　　4番の方はどうですか。おうちへ帰ったらもうぐったりとかいうことはなかったですか。

【4番】　　皆さん結構積極的に発言されたりしていたんですけど、私はなかなか考えたことをどう伝えたらいいのかと悩んでしまったり、木曜日辺りちょっとがたがたがたっと体調が崩れてしまって、月火水は頑張っていたと思うんですけど、寒気がして、明日行けるかなともう結構辛くて、夜熱が出たりもしたんですけども、一生懸命こなさなきゃと思って、頑張っていたんですけども。

家に帰るとやっぱりもうずっと考えてはられないというか、家のことがありますから、帰ったらすぐ御飯やらなきゃ、何しなきゃと、明日は何時に出なきゃという感じで。

だから、皆さんはすごく積極的にやられていましたけど、私は一杯一杯だったといいますか、熱が出て、休んでしまったらどうなっちゃうのかなとか考えていましたね。子供に励まされてしまったり、何とかこなしました。

【司会者】 木曜とか金曜とか，1日ぐらい休みがあったらもう少し，良かったかなというお気持ちはありますか。

【4番】 どういうことが起こるか分からないで行ったら，もうその日に法廷に入って，座っているだけで緊張して，今の言っていることを理解するのがとても難しくて，全てにおいて緊張してしまった。

【司会者】 5番の方は，火曜日から始まったみたいですが，ずっと土日挟んでぶっ続けでしたね。

【5番】 はい。おかげさまで体重が減りましたね。すぐリバウンドしましたが。

【司会者】 それは食事がなかなか進まなかった。

【5番】 夜遅くまで考えましたね。

【司会者】 6番の方も，土日が2回入っちゃったのかな。木曜日から始まって。

【6番】 31日でした，終わりが。

【司会者】 そうですね。最後がですね。

【6番】 最初は11日だった，呼び出しがね。ちょっと空いちゃった。

【司会者】 結構長丁場でしたよね。

【6番】 ええ。でも，良かったですよ，今思えばね。全然もう苦にも何もない。また来たいですよ。

それと，中にね，選び方がうまいのかなと僕は感心したんですけど，年齢層がこう大体そろっているのね。

【司会者】 裁判員の方の。

【6番】 うん。私の隣の方がコンニャクを作っている農家の方だったんですよ。お昼にわざわざコンニャクの刺身を持ってきて，全員に召し上がってくれて，そういう方がいましたよ。ああ，こんだけみんな仲良くできるんだなと思ってね，感心しました。本当にいいメンバーでしたよ，今思えば。

年齢的に私が一番当然上でしたけれども、ほんとにいいメンバーだったですね。

【司会者】　　そういうメンバーといろいろ話したりするのがやっぱり一番ですかね。

【6番】　　そうです、そうです。楽しかったですよ。全然苦にならなかったですね。それは後からいらっしゃる方々に、最終的には全然辛くないですよと、いい思い出ですよと伝えてほしいですね。

【8番】　　私も同感です。

【司会者】　　さっき言っていたとおり、とてもいいチームだったということですね。

【8番】　　はい。楽しかったです。

【6番】　　楽しかったですよね。

【8番】　　はい。

【司会者】　　分かりました。

【6番】　　で、裁判長がね、やっぱり私もたばこを、酒はやらないんだけど、たばこは吸うものでね、喫煙室で裁判長と一緒にいるんですよ。

【司会者】　　コミュニケーションが図れた。

【6番】　　そうそう。それと検事さん、それから国選の弁護士さん、同じことを何度も聞くんですね。最低二度聞きます。なぜ聞くかと。間違いがないようにですよ。これは私ね、感心しました。しつこいんじゃないかと思うぐらいでした、最初。でも、日につれてページをめくっていくうちに、3ページ、4ページとなっていくうちに、ああ、なるほどなと思って。

ちょっと聞きづらい点もあるようなんですけど、モニターというんですか。あれを見ながら説明を受けたり何かして。

それと、裁判長の最後の判決のときの声、今でも耳に残っています。あれはいい経験ですよ。

【司会者】 お話がだんだん法廷の中のことに触れてきたので、今度はそちらの方で伺っていきたいと思います。

大体一回り、ここまでのところで何か、スケジュールとか期間中の過ごし方とかで何かこれはちょっと言っておきたいということがある方いらっしゃいますか。大体皆さん、よろしいですか。

弁護人や検察官の方で何か御質問とか、ここまでのところでありますか。よろしいですか。

それでは今度は法廷の中のことをだんだん伺っていくようにしたいと思います。題としては「審理の分かりやすさ」というふうに書きましたけれども、皆さん法廷の中でおそらく今言っていたとおり、検察官、弁護人からそれぞれいろいろな、この事件はこういう事件ですとか、最後のまとめとしてこういうふうに検察官は考えています、弁護人は考えていますというようなことをお聞きになったり、それから証拠調べということで、多い方では7人ぐらいだったかな、証人の数、少ない方で2人とか、大体5人、6人という事件が多いんですけれども、たくさん証人の話、あるいはそれに伴う書類の証拠調べをお聞きになったと思いますけれども、どんな点からでも結構ですけど、法廷の中のことで何か印象に残っていることとか、もうちょっとこういうやり方がいいんじゃないかとか、どんなことでも結構ですけど、何か御意見、あったらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【5番】 法廷のスタイルというんですかね、自分たちの審理なんですけれども、ラグビーじゃないですけども、こうウイングになっていますよね。真ん中が裁判長。自分の場合は右のウイングですよね。こちらが検察官、裁判官。先ほどチームワークがいいということがあったんですけども、我々の審理のときは、どうしてもやっぱり右サイドは検察官ですよね、そのときたまたまね。検察官が身近な、わずかな距離かもしれませんが、やっぱり右サイドの裁判員というのはこう検察官、アイコンタクトが来るんです

よ。

だから、例えば検察官の尋問で不十分なところというのは、我々の質問がありますよね、あれを聞いてくれ、聞いてくれという、聞き残したところがわかるんです。ところが、左サイド。左サイドは弁護人側なんですよ。これはやっぱりそういう構造上の問題かもしれないけれども。

【司会者】 印象に残っているところが、それぞれ特徴があったんですね。

【5番】 はい。ま、構造上の問題だと思いますけれども。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。何か印象に残っていること、今でも覚えていること、何かある方いらっしゃいますか。

【6番】 よろしいですか。私のときは、私は左から2番目でした。左側に検察の方、上から見てですね、右手に弁護の方でしたね。お二人ずつ。一番印象に残っているのは、アルコールの問題が関わっていたもので、その病院ですか、施設の病院の先生のお話が本当に分かりやすかったですね。

何て言うんですか、アルコールがいけないというわけじゃないんだけど、毎日飲んでいるとだんだんだんだん、自分では意識なくても、意識をしなくてもそういう状態に陥る。そこで事件が起きちゃったんですけどね。だから、検察の方のお話もよく分かりましたけれども、病院の先生の証人ですか、そういうお話が本当によく分かりましたね。なるほどなと思いました。

【司会者】 被告人の方も、お酒を飲んでいたり、あと、元々ちょっと精神遅滞というようなこともあって、火をつけると本当に建物まで燃えちゃうかどうか分かったのかどうか、そういう事件だったんですね。

【6番】 ええ。そういうことで、そこがちょっと難しかったというかね、どういう判断の仕方ですね。

【司会者】 鑑定について聞かれたお医者さんの説明がとても印象に残られたということですか。

【6番】 そうでしたね。分かりやすかったですね。20分ぐらいはお話

しされていましてからね、いろいろ資料を出して。

我々手元に資料が、休憩時間なり食事の時間にもありますよね。そこで必要なことを、今までやったことをメモしておきますよね、メモ用紙を頂いているから。すぐ折れちゃうシャーペンか何かで書きながら、それも全部最後にはお返ししなきゃならないわけですから、うちへ持って帰れないわけですからね。だから、そういうもの、メモ書きは絶対必要だと思いました。本文の書類だけでなく、そこからピックアップして黄色いアンダーラインを引くなりするのも結構ですけれども、やっぱり自分でメモを取って、字で書く、そうすると頭に残ると思いますね。大学の入試よりか難しかったですよ。いや、冗談抜きで。

【司会者】 いろいろ難しい言葉なんかも出てきませんでしたか。

【6番】 そうです。

【司会者】 そういうのは何かその場で聞いて、意味は。

【6番】 だから、分からない言葉は、先ほどたばこを吸いながら、皆さんの前で聞けないこともあるから、これはあのときはああですかというのでやったら、本当に丁寧に教えてくださってね。

【司会者】 では、今度、2番の方は確かたくさん人が関わっていて、証人も共犯の人とか同じ寮の中でいた人とか、いろんな方が出てきましたよね。あと、精神科ではないですけども、お医者さんも確か死因がどうだったかということで出てこられたと思いますけれども、尋問を聞かれたところとか、あと証人の方を聞く順番とか、そういうことで何か覚えていらっしゃることはありますか。

【2番】 この話題についてのあれに沿って自分なりに思い出してきたんですけど、まず最初の冒頭陳述で検察官の方が分かりやすく、事件一覧を見ながらずっと評議していたんですけど、最初の弁護人の方の説明がですね、よく分からなかったんですよ。何に対して無罪と言っているのかなという

部分が分からなくて、ま、結果的には病院の先生が出てきて、死因、一人の方が亡くなっちゃったんですけれども、そこに関わったか、関わらないかという難しいところでやっていたんですけど、弁護人の方々が分かりづらかったのは、主犯格も逮捕されて刑務所に入っている方が証人で出てきたんですけど、その方々のことをずっと何か協議しているんですよ。

僕らは、いや、今、この被告人の裁判をやっているんじゃないのって、こっちの主犯格の人の裁判をやっているんじゃないから、どうなのかなと思って、それがちょっと弁護人の方の最初分かりづらかった部分。でも、ずっとやっている中で、結果的に、ああ、こういうことを言いたかったんだなというのがよく分かって。

あともう一つ、証人が出てきたんですけれども、証人の方って、そこでちょっと切れていたんですよ、弁護人の方に怒っちゃって。「お前ら、同じこと聞いてんじゃねえよ」みたいな。確かに1年以上前のことを事細かく聞くんですよ。「そんなの覚えてるわけねえだろう」って怒って、「実際に警察の取調べのときにはこう言っていますよね」と言ったときに、「そのときそう言ったんだから間違いねえだろう。今は覚えてねえよ」って言われたのが印象的だったんです。だから、事件一覧とか事実一覧のそういう資料を証人の方に法廷内で確認してもらおうということもやった方がいいんじゃないかなと思いますね。まず言葉で思い出せ、思い出せと言っても、昨日食べた物も思い出せないような。そこで、そのときああ言った、あのときああ言ったじゃ、ちょっと流れ的に良くないなとそのときは思いましたね。

【司会者】 2番の方が関わられた事件は、殴った蹴った、その暴行自体も何日か置いて何度も何度もあって、そのときに誰がどう関わったのかというのも多分いろんな細かい争いがあって、加えて、その被告人や証人の人が取調べのときにどう言ったのが今はまた変わっているんじゃないかとか、そういうやり取りもあったんだそうですね。

【2番】　そうですね。だからそのときに被告人が「遊びでやってた」と言うんですけど、その証人の方の言葉は、みんながやっぱり、いや、遊びじゃないよ、ものすごい力で殴っていた、ハンマーで殴ったりしていたので。実際、いじめだったのかという問題も出てきたんですけど、被害者の方がいじめられていたような、普通だったら逃げ出しちゃったりするんでしょうけど、そこに一緒にいたので、やっぱり仲間意識もあったのかな。だから、その被告人と被害者の関わりがすごく難しかったですね。

それをみんなでまとめていって、最初の弁護人も争点がよく分からなかったんですけど、やっていく中で、ああ、最後の死因、死んじゃった、そのダメージを与えた部分はこの子は関わっていないですよというのは、少年なんですけど、この子のせいで死んだわけじゃないんじゃないですかというので無罪を主張したんですね。ちょっと難しかったですね。

【司会者】　最初の段階でそういうことがうまく伝えてもらったら、もうちょっと何か聞き方が変わったろうなと。

【2番】　それはさっき言ったように、僕らがさっぱり分からない世界に入ってきているので、おっしゃったようにほんとにテレビでしか見たことないじゃないですか。だから、入る前に、外国の方ではケーブルテレビで裁判の様子を放映しているじゃないですか。自分がそういうふうに関わっていくのであれば、多少でもそういうウォーミングアップじゃないですけど、裁判をいろいろ傍聴するとか、ちょっとこう裁判に関わってからこういう裁判員に関わった方が、入ってからいきなり手探り状態でやるよりはいいんじゃないかなと思いますね。

だから、最初分かりづらいというのは、初めて入っていったので、1足す1が2というのが分からない状態が入っていっているんで、そこが難しかったですね。だから弁護人が、結局最終的には、ああ、そういうことかって、そういう感じでした。

【司会者】 分かりました。

3番の方と4番の方が参加された事件も、証人の方がこれは被害者の方とか目撃者の方とか出てこられて、その後、被告人の話を聞いてという順番だったですかね。被害者が車の前にいたかどうかは被告人は分からなかったと、そんな事件だったと思いますけれども、何か証人尋問とか目撃者の話を聞かれて、分かりやすかったですか。それとも、何かこうちょっと難しいところがありましたか。

【3番】 最初から最後までというか、検察官と弁護人が出された、専門用語で何て言うのかちょっと分からないですけど。

【司会者】 冒頭陳述ですか。

【3番】 事件の概要図みたいのがあって、それをずっと見ながら話を聞いていたり、評議に参加しましたけど、一部ちょっと分かりにくいようなところもありましたけど、それと証拠資料なんか説明があって、一部分からなかったところもありました。

ただ、評議のときに裁判長の方からクリアファイルに入ったいろいろ証拠資料とかを回覧していただいて、私ずっとあれを見ていて、それで何か分かってきたようなところもありますし、ほかの方の発言とか聞いていると、ああ、そういうことなのかということまで理解できたようなところもありました。

それで、ど素人なので素人の浅知恵かと思うんですけども、あれはやっぱり裁判のルールがあるんだろうと思うんですけども、検察官とか弁護人とか裁判官が容疑者とか証人とかを通して質問したりしているじゃないですか、現状。あれは例えば、検察官と弁護人が事前に調べた内容で直接やり取りするのはルール違反なんですか。

あれをやると、ちょっと聞いていて、私が関わった事件はもう1年半たっていたので、もう忘れちゃったとか、証言が食い違っていたりするところが幾つかあったんですけど、弁護人と検察官が直接やり取りして、証人とか被

害者とか容疑者はそばで聞いている，そういったやり方を一部でも取り入れるとスピードアップするんじゃないかなと思うし，内容もレベルアップするんじゃないかなと思ひまして，ああいうやり方を入れたらどうかなど。

【司会者】 証人の方とか被告人の言うことで，多分もう大分時間がたつてしまつて忘れてしまつてるところとか，前はこう言つているのになとか，そういうやり取りが結構あつたんですか。

【3番】 そうですね。それをしない裁判のルールみたいなのがあつるんですか。

【司会者】 証人の方に話してもらつたことが証拠になるので，それを何とか引き出そうとして一生懸命質問しているんだと思うんですけどね。

あと，けがの具合とか車がどうぶつかつてとか，証拠もきつと，一杯書類の証拠なんかも出ていましたよね。

【3番】 初めての経験だから，これがたくさんなのかよく分からないですけど，非常にたくさんあつて，聞いても何かよく分からないところがありました。

【司会者】 こうだから見えたはずだとか，こういうふうになぶつかつているからとか，そういうのは法廷で聞いていて頭に入りましたか。

【3番】 いや，入らなかつたですね。入らないところがありました。

あと評議のときに，現場の捜査資料ですかね。

【司会者】 函面とか写真とか。

【3番】 はい。車の裏の写真撮つたやつがいろんな角度からありましたけど，そういうのを見て，ああ，こういうふうに巻き込まれて，こういうふうに引きずられたんだなとか，だんだん具体的なイメージが湧いてきましたけど。

【司会者】 4番の方はその辺りはいかがでしたか。

【4番】 法廷のときに目撃者の方が証言でいらして，とても緊張してい

らして、最初の宣誓、何か紙を読むときも、紙がかたかた震えるくらい緊張されていたんですけれども、やっぱりそういう裁判のやり方だと思うんですけれども、弁護人の方が目撃者の方に、見てたのは、視線はどちらを向いていましたかというのをすごい聞かれるんです。その方も、先ほどの2番の方と同じで、かなり時間がたっている事件だったので、「もうそんなのは覚えてない」みたいに言われて、緊張されて来ているのに更に責められていて、ああ、証言者もお気の毒だなと思いながら、ちょっとそういうふうに思いました。

【司会者】 被告人がそのときどっち向いていたかということを弁護人が一生懸命聞いていたんですね。

【4番】 はい。

【8番】 それと、私たちは全く素人ですよ。それで、冒頭陳述で検察官の方が求刑何年っておっしゃいますよね。

【司会者】 一番最後にですね。

【8番】 はい。あれってすごく私たちの素人にとりましては指針になるというか、大事なことなんじゃないかなって思ったんです。

【司会者】 具体的な数字を聞かれたときは結構びっくりしましたか。

【8番】 でも、殺されてしまったので、それぐらいは当然だなという印象です。

【司会者】 そこまで行く中で、さっき言われたように、最初は、人が亡くなっているんだし。

【8番】 はい。もっとも思ったんですけどね。

【司会者】 で、その後今度またいろいろ話を聞かれる中で、またちょっと戻ってきたとおっしゃっていましたがけれども。

【8番】 はい。悪いことばかりじゃなくて、病院に連れていったとか、

そういうことが着目されたりして。

【司会者】 7番と8番の方が参加された事件は、傷害致死の方でもいろいろいきさつがあって、最後亡くなってしまっている。覚せい剤の方もまたわざと使ったのかどうかということで争いがあったり、例えば何でこういう証人を聞いているのかとか、この人から今何を検察官と弁護人は聞き出そうとしているのかとか、そういうことは聞いていてよく分かりましたか。

【7番】 証人がその加害者の友人だったんですけれども、最初、出てくる証人、出てくる証人、やくざで、みんな捕まっていて、明らかに、それでもかばうというのでも、やりましたという証人も2名来たんですけど、言っていて、素人目から見ても、あっ、こいつ絶対自分でやってるだろうと思いつつも、弁護人の方、いや、やってません、やってませんと言うんですよ。それで、弁護人も大変な職業だなと思いつつも聞いていましたね。

あとは、覚せい剤関係なのでお医者さんが出てきて、リスパダールが何ミリ検出されたからとか言っていて、そのとき検査に出てきたものが何で、それがどういったものを表すのかとか説明はあるんですけど、それをメモるんですけど、やっぱりすぐには入ってこない。なので、検察官の方や弁護人の方からもらう資料は、すごい裁判員にも分かるような感じで分かりやすくは書かれているんですけど、そういった証拠の医療関係の資料とか、法廷で使われているものが、これがどういうものでとか、そういった一覧表じゃないんですけど、箇条書きとかで出ていたらもう少し分かりやすかったかなと思うんです。自分でメモしなくていいなと思って、それは思いますね。

【司会者】 薬の名前とか、傷の名前とか、そういうのは多分普通聞いてもなかなか出てこないような言葉も一杯あると思うんですね。それをメモ取るのも結構大変だったんでしょうね、きっと。

【7番】 そうですね。メモを取りながらでもやっぱりよく分からないので、そういった一覧みたいなのが欲しかったなと思います。

【司会者】 大体一回伺ってきましたけれども、法廷の中の話でほかに何かないでしょうか。

【7番】 さっきも3番の方が言ったかもしれないんですけど、自分もよく分からないで、今まで弁護士というか、弁護人というのが、自分の捉え方が悪いのか、メディアの報道の仕方が悪いのか、光市母子殺害事件の弁護人がすごい浮かぶんです。あれが弁護士という感じで。すごいそれが、弁護士の仕事がプロレス的というか、事前に打合せがあるんじゃないかと思うぐらいなんですよ。こう質問するんで、こう答えてください。実際はそういったことはないんですか。

【司会者】 どうでしょうか。

【弁護士佐藤】 多分言っているイメージは分かるんですけども、人によると思いますね。私なんかは、事前に質問と答えをあらかじめ準備してということではなくて、本人からどういう話を聞き出そうかという形で、事前にこういう質問をしますということは伝えずに質問するようにしています。

ただ中には、質問、答えというのをきちんとあらかじめ準備していく人もいます。そうすると、事前にそういう質問、答えというものを準備していくと、どうしても臨場感が出なくて、それがそういうふうによらせに映ってしまうのかなと。ただ、何かこういうふうにより意図的に言わせるということは普通の人にはやらないと思いますけど、事前に準備をし過ぎると、そういうふうによらせに見えちゃうのかもしれないですね。

【司会者】 7番の方が聞かれた事件は、そうすると、弁護人さんの質問と答えがちょっと何か違和感があったんですか。

【7番】 自分はこの事件に関してはなかったんですけど、ただ前々から思っていたところがあって。

【司会者】 説明する方の証人や被告人がどのくらい話が、自分の言いたいことが言えるのかとかということも多分弁護人としては見ながら、きちんと

その場で言える人は、佐藤先生が今言われたように、もうどんどんどん質問を聞いていくんでしょうけれども、中には、もう少し踏み込んで準備される方もやっぱりいらっしゃるということでしょうね。

ほかにいかがでしょうか。皆さんそれぞれ長い時間、証人や被告人の問い、答えを聞いていただいていると思うんですけど、検察官、弁護人の質問、あるいは裁判所からの補充質問ということで、この中でも質問された方もいらっしゃると思いますけど、何か質問したことや答えのところでほかに何か印象に残っていることとか、こういうところが大変だったとか何かありますか。

多くの場合、最初に検察官がまとめて聞いて、その後弁護人が聞いて、最後に裁判所が聞いてという順番だと思いますけれども、そういうところで何かこうしたら良かったのにとか、それでとても分かりやすかったでもいいですけど、かえって分かりづらかったとか、何か御記憶ありますか。どうでしょうか。

【3番】 今の御質問とはずれているかもしれないですけど、裁判に出てきて、検察官のお仕事というのはすごく大事ななと痛感しました。今、某政治家がやり玉に挙がっていますが、検察官の仕事次第で裁判が適切に、適正に判決が出るような気がしますし、手抜きすると間違った判決になりそうな気がするんで、検察官は頑張ってくれと声援を送りたいと思うんですけど。

さっきちょっと一部言いましたけど、私が担当した事件が1年半後の裁判だったので、「もう忘れた」とか「覚えてない」とかいう発言が何箇所かありまして、事件があったらできるだけ速やかに捜査とか検査とか十分納得してもらえるようなあれをしていただいで、スピーディーに裁判をやってほしいなという印象を持ちました。

【司会者】 3番の方の事件の場合は、そこら辺の記憶を思い出してもらって、話してもらってというところで、検察官も、弁護人もそうでしょうけど、かなり苦勞があったんですかね。

【3番】 そうでしょうね。

【司会者】 さっきちょっとメモの話も出ましたけれども、皆さん当時審理中はどのくらいメモとか何か資料とか取っていらっしやいましたか。6番の方は。

【6番】 3枚ぐらいですね。びっしり3枚ぐらいでした。なかなか、話を聞いていて、書きながらというのはできないんですよ。

【司会者】 そうですね。顔も見たいですしね。

【6番】 そうそう。でも、ほんとに分かりやすく御説明していただいて、あの方もおっしゃられた検察官の方が本当にね、ちょっと精神的に、私の場合ほら、問題があったんだと思うので、ゆっくりね、かいつまんでゆっくり話してくださいましたよ。だから非常に長く感じるんですね、聞いている方とすれば。だから、裁判ってこんなに親切なものかという印象はありますよね。

【司会者】 被告人にもよく分かるようにということで配慮されていた。

【6番】 そうです。「今どう思っていますか」って、このぐらいの調子で言うわけです。もっと検察では、ぱぱぱつと言うのかと思ったら、やっぱりこういうときにはこういうお話をなさるんだなと。やっぱり東大の法科を出ている方は違うなとかね、中央の法科だなとかね、ま、そんなことを考えながら、ま、冗談めいてね、思っていたんですけれども。

【司会者】 被告人に話をなるべくしてもらおう、ちゃんと気持ちを引き出そうということでされているというふうに思われたんですかね。

【6番】 そうです。ええ。やっぱり当たりを良くした方が被告人も、「どう思っていますか」と言ったら「反省しています」とね、うなだれて話していましたけれども、それが精一杯なんでしょうけどね。

せがれさんも一応証人で出てきたんですよ。月々1万円ずつ3か月払って、燃やした大家さんに申し訳ないからと言っていたんだけれども、ちょっ

とそこからまた働きがうまくいかないで、止まってしまったというね。そういう誠意を見せたということで、気持ちの中ではちょっとほろっときましたけどね。

またかわいそうに、奥さんもちょっと具合が悪くなっちゃったとか言ってね。ああ、世の中にはこういう、言葉はちょっと悪いけどね、不幸になった方もいるんだなと思って、よく自分なりに反省して、まあ、いい裁判でなかったかなとね、思っております。

【司会者】 分かりました。

ほかの方は、法廷で聞いたことをこうやってメモしたら良かったとか、こういう資料がとても役に立ったとか、何か審理の内容を覚えていたり、後の話合いで生かすためにこんなところが良かったとか、こういうのがあったらもっと良かったとか、何かそういうことでありますか。

【2番】 事実一覧表、検察の方からの日にちごとに分けた、こういう事実があった、こういう暴行があったというのが全部出ていて、それに沿って進めていたので、そこに出てきたところで自分でポイントのところをメモしたりして。あと裁判員何人かいるので、やっぱり違うポイントをメモしたりしているので、評議のときにそれが、こうだったね、ああだったねと出てくるので、事実一覧があったおかげで、その問題に対してポイントポイントでメモできたので、それは非常に役立ったと思います。

【司会者】 みんなの共通の土俵みたいになったんですね。

【2番】 そうですね。女の子でメモ書くのがうまい子も、ポスティングをいっぱい貼って、すごいたくさん書いていたんですけど、僕なんかは、こう言った、ああ言ったぐらいであれだったんですけど、そうやって。それに沿ってそこに書き込んだりするから、このときはこうだったんだろうというのが全員で評議のときに資料として持てたので、それがないで、ただメモだけしろといっても多分無理でしたね。訳分かんないですね。

【3番】 私の場合はメモというのが下手なので、少しは取ったんですけど、それを持って帰れないと言われたので、途中で諦めたんですけど、その代わりに、家に帰って、晩御飯の後に、その当日の裁判日記じゃないですけど、事件概要のポイントのところをワープロ打ちして。

【司会者】 御自分でもう一回。

【3番】 はい。自分だったらこう判断するとか整理しました。しゃべりも下手くそなので、翌日の評議のときに、一度だけだったですかね、読み上げたこともありましたけど。

【司会者】 それをうちから裁判所に持って行って。

【3番】 ええ。込み入ったのが大分あったのでね。

【司会者】 なるほど。

4番の方は、何か評議のときにちょっと思い出せなくなったりとか、忘れちゃったりして困ったとか、何かそういうことはなかったですか。

【4番】 自分で法廷のとき聞いた言葉をメモしてたりしましたけれども、やはり忘れてしまうこともありますよね。取っていたりしてくださる方のお話を聞いて、あっ、そういえばそういうことを言っていたなと。一人では聞き取れなかったことも、やはり皆さんの聞いているところがまた違うので、後から、次の日に教えていただいたら、あっ、そういえば昨日こういうことをやったなと再確認したりしました。

【司会者】 全員で確認しながらやったということですね。

よろしいでしょうかね。法廷の中のことをずっと今伺ってきましたけれども、ここまでのところで、弁護人、検察官の方で何か。

【弁護士佐藤】 2番の方にちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど、冒頭陳述、一番最初の審理に入る前の弁護人の説明が分かりづらかったという説明がありました。その原因は何だと思われませんか。

【2番】 ちょっと1年前のことなので……。

【弁護士佐藤】　　じゃ、こう聞きましょうか。説明が長過ぎませんでしたか。

【2番】　　いや、そういうことではなくて。

【弁護士佐藤】　　あるいは難しい用語を使っていませんか。

【2番】　　ではなくて、まとまりがなかったですね。

【弁護士佐藤】　　そうすると、要するにこういうことですかという部分が弱かったんですか。

【2番】　　はい。ちょっと文章にまとまりがないということですね。だから、何に対して無実を主張しているんだろうかという、何も今ここにはないんであれなんですけれども、弁護人から出てきた陳述書は読んだんですけど、どうしても検察の方から出てきているものが、事実としてすごく分かりやすく日にちごとに切ってあったので、それがすごく分かりやすかったので、だから逆に弁護人から出てきたものを資料として見れなかったというのがありますね。

だから、事件に対して、この人の弁護という部分では、その人間がこうなんですよというのをもうちょっと分かりやすくというか、強調してやってもらえたらと思います。結果的には、その被告人がやった暴行は死につながっていないんですよ、主犯格がやったんですよというのを最終的に弁護したかった部分なので、それをもうちょっと何か……。

【弁護士佐藤】　　冒頭陳述で先に言ってほしかった。

【2番】　　うん。先に、もう主犯格がそういうふうに使っていたので、この人がやった暴行に関してはそんなに問題はなかったですよ、それを私たちは主張しますとかという感じだったら良かったんですけども、何を言っているか分からなくて、言葉にまとまりがなかったですね。

【弁護士佐藤】　　ありがとうございます。

【3番】　　私も同じようなことを感じたんです。検察官の方の資料の方が

説得力があるような内容だった印象があります。

これはですね、弁護士の方の能力が下回っているとか、そういうあれじゃなくて、事件の根本のところ、容疑者の人がそれこそ殺意を持って事件を引き起こしている、弁護士すること自体がちょっと無理があるので、説得力ある事件の概要図みたいなのが作りにくかったんじゃないかなということで整理していますが、やっぱりちょっと何か、余談だけど、私の娘の旦那も弁護士やっている、しっかりやっとなかなとちよろちよろ思いましたけど、そういうことが原因じゃないかなと私は思いましたけど。

【検察官河原】 私から1点だけ。御記憶や御経験ある方がいらっしゃれば教えていただきたいんですけど、検察官の証拠の説明などを聞いて、証人尋問ですとかいろいろ書類ですとか、分かりにくいなと感じたことがあるという御発言、何人かから伺っています。分かりにくかった場合にどのように解消されましたでしょうか。例えば証人でしたら、御自身で御質問をされようと考えたりとか、評議のときなどに、休み時間などにほかの方とお話しになって分かったとか、何か御記憶、御経験あれば教えていただければと思います。

【3番】 私の場合、最初にもらったところで一部検察官のあれで、全体はすごくよくできているんですけども、一部、容疑者と被害者の金銭の貸借関係の説明のところ、ちょっと分かりにくくて、経理なんか会社でやったことがあるので、何か分かりにくいなと思いつつも、5回くらい読み直したり、見直したり、整理していたら大体分かってきましたけど。

でも、あと、最初頂いたあれはすごく改善してありました。

【司会者】 どっちがどれだけお金を出してみたいな話が一杯ある。

【3番】 ええ。

【弁護士永濱】 被告人質問であるとか証人尋問であるとか、そういったときに皆さんメモを取られていたということだったんですが、検察官や弁護

人の方からですね，被告人質問とか証人尋問の前に，尋問メモというような形で，大体こういうようなことを聞きますよというようなメモをお渡しすることがあって，それを受け取られたというような場合に，尋問を聞きながら，今はこういうことを聞いているんだなということで分かりやすかったとか，逆に，今この質問をしているはずなのにポイントがずれているなと思って分かりにくかったとか，そういう御経験というのはある方はいらっしゃいますでしょうか。

【司会者】 皆さんおそらく証人や被告人の話を書く前に，最初に例えば被害者との関係についてとか，次はこれについてとか，そんなのを配られながら，それにメモしていく形だったですよ。その点ですね，今聞かれたのは。

【弁護士永濱】 そうです。

【6番】 それはなかったですね。ちゃんと同じように同時に進行していましたね。

【弁護士永濱】 それを見ると具体的に，今質問されている，これから聞かれることとかいうのも予想が付いていて，分かりやすかったということはありませんか。

【6番】 ええ。とにかく懇切丁寧にお話ししてくれましたよ，検察の方も弁護人の方も。それから，先ほども申したように，何回も同じようなことをまた言うのかよというくらい親切ですね。やっぱり被告がちょっと程度がね，ま，こちらの方が低かったという話だったもので，ゆっくりお話しなさっていましたよね。

それと一つ，私，疑問ではないんだけども，検察の方がある部屋でビデオを撮って，女性の検察の方でした。ビデオを撮って，「この件に関して間違いございませんか」「この件に関してはこれでよろしいですか」というような御質問をなさっていて，「はい，そのとおりです」「はい，そのとおりです」

って返答がありますよね。それが一応そのビデオで流されたんですけども、その検察の女性の方は、今日はここに来ている方ではないんですよ。別の方なんでね。

【司会者】 取調べを担当した方ですか。

【6番】 そうなんです。私はこちらにいる方がそれをやっているのかとばかり思っていたんです、最初。裁判官の方にお話を聞いたら、いや、それはそれで別になさっているんだということで。当然、調べた方がここにいるんじゃないかと思えますもんね。最初の頃ね。

で、2日、3日たっていくうちには、ああ、なるほどな、これはこうだ、じゃ警察の調べはどうしたのかなとかね。警察官の方も証人で来ましたから。結構、証人何人もいましたよ。

【司会者】 警察の方と、確か取り調べされた検察官の方も後で証人になったんです。

【6番】 そうです。来ました。女性の方でした。

【司会者】 それは、どうしてそういうことを証人でわざわざ聞いたり、ビデオを見たりしているのかなということは何か説明とかありましたか。

【6番】 うん。だから、よくテレビでね、『相棒』じゃないけど、ガラス越しにこうやって見てやっているじゃないですか。だから、ああ、なるほどなと思って、これは証拠を撮っているのかなと。ただ全部を撮っているんじゃないんですよ。肝心な部分だけ撮って流してくれたんですけども、何で全部撮らないんだと。それはまた大変な作業ですし、肝心な結論だけで出ればいいわけですから、あと裁判の方で内容的にミックスしてうまくやれば、話が全部つじつまが合うというか、なるほどなと思ってね。

とにかく、皆さんもそうだけど、ゼロからのスタートだから、一からじゃないから、ゼロからのスタートだから、何も分からないわけですね、最初。だから疑問、疑問、疑問じゃないですか。どこで何を言っているんだか、次

当たるんじゃないかとか、ときどきするんじゃないかとか、はい、お前、次、歌でも歌えなんて言われたんじゃないかと思うんですけど、いや、最初はびくびくだと思うんですよ、皆さん。

だから、2日、3日たてば場も慣れるし、和やかさも出てくるし、最初は何事もそうだけど、最初の1日目が本当に問題でしたよ。

【司会者】 分かりました。では、あと2点ほどですね。今度は、終わった後、評議ということで、皆さんの事件は全部有罪になっている事件なんですけれども、短い方でも1日、2日、長い方だと三、四日話合いの時間があったみたいですけど、評議の中で何かこう進め方とか印象に残っていること、あるいはもうちょっとこういうところを考えてもらいたいということで何か印象に残っていることがおありでしょうか。いかがでしょうか。

結構皆さん、それぞれ時間掛かったと思うんですけど、どうですか。大変じゃなかったですか。

【2番】 最初、要は刑罰の尺度って分からないじゃないですか、懲役何年だ何だっていうのが。この事件、このことに関してこれぐらいの刑罰を与える、その尺度が全然分からないで、僕がやった裁判の中で証人が出てきたんですけれども、その人は罰金刑だったんですね。その人も暴行してるのに、その人は罰金刑ということはというところを対象に考えようとしていたら、裁判官の方が、それは検察官が決めた刑であって、今準備している刑は懲役刑に値するという部分なので、そこはもう切り離して考えてくれ、罰金刑を受けた人はもう終わっているんで、その人を対象にするということはしないでくれというのはすごく裁判官の方の言ったことが印象的なんで、あと、傷害致死というか、暴行とかいろいろあるんですけども、例えば武器を使ったどうのこうの、殺人未遂という部分で、大体これぐらいの刑という何かグラフみたいのを見せてくれたんです。ただ、そこに当てはめてじゃなくて、検察官の提示した刑に対して弁護人は無罪を主張していたんですけど、そこ

を評議していった。

かなりみんなで、最初書いて、どう思いますかというのがあって、小テストじゃないですけど、書いて提出して、それをまたパソコンで打ってもらって、ぱっと出してもらって、文字にぱっと出してもらおうと、やっぱり人それぞれなんだな、そういう人の意見を見ながら自分の考えも正すという部分で・・・。

【司会者】 いろんな方の意見を聞きながら。

【2番】 ええ。そういうのがいろいろ勉強になりましたね。

最終的に、5日間掛かったんですけど、いや、判決までそんなにやるのかなと。もう大体決まっているんじゃないと思ったけど、やっぱり潰し込んで全部やっているから、時間が逆に足りないぐらいだったんじゃないですかね。いい勉強になりました。

【司会者】 ほかの方、何か評議で印象に残っていることとか何かありますか。

【6番】 やっぱり2番さんがおっしゃったように、事例というんですか、判例というんですか、もうガウス曲線で出ているんだから、トップから、山の頂からずれる、あとは微調整になっていくんですね、最終的に。でも、それまでの過程はいろんな角度で、いろんな職歴の方、年齢、もちろん性別、それぞれ意見があったから。

でも、最終的には大きく逸脱することはなかったですね。みんなが合意するまで裁判長が詰めていきましたね。評議というのは、裁判長が全部リポートするんですよ。また復習、一から全部。朝来たらそれ。昨日までのを全部復習。これはもうかなり、合意するまで先へ進まないんです。良かったですね。はい。

【司会者】 7番と8番の方の事件も事実が二つあったりして、その中で、評議の中で結構いろんな意見が出ましたか。

【7番】　そうですね。基本的には加害者が全面的に悪いみたいになっているんですけど、それでも自分たちの評議，裁判員が意見を出して，それに対して裁判官の方たちがフォローしてくれるという感じで，自分たちが主体となってできたんですけど，やっぱり何かグレーだと罪を乗っけられないみたいな感じになっていて，それがすごい難しかったなと思いますね。

絶対にやってるだろうなというのに，証拠が不十分だから，そこはないものと考えて，その分，刑を減らしていかなきゃいけないとか，そういうのはすごく難しいなと思いました。

【司会者】　今言われたところはかなり法律的にも大事なことだけど，でも，難しいところだと思うんですけど，それは最初からそういうふうを考えるものだというのは納得いきましたか。

【7番】　いや，微妙なところはありませんね。

あと，さっき2番さんがおっしゃっていましたが，求刑とか全然分からないです，何年がいいのかって。検察官の求刑があって，グラフとかを見て，判例でこういうことがあるというので，検察官は加害者が悪いということしかほとんど言わないじゃないですか。それで弁護人が言っていることを当てはめれば，それから減っていくというやり方もやり方としては分かるんですけど，自分は素人なので，ほんと素人意見ですけど，その判例というのも，今まではプロの方たちがやっていた判例なので，まずはそういった求刑とかも見ない状態で考えてみたかったというのはありますね。

【司会者】　さっき何かちょっと，いいのかなという思いというふうに言われたのはその辺りですかね。

【7番】　何でそんなに加害者のことを考えなくちゃいけないんだろうと思ったんです。

【司会者】　ほかは何か評議のことでどうでしょう，どなたか。

3番と4番の方の事件もずっと毎日でしたよね，話合い。中で大変なとこ

るとかありましたか。どうでしたか。

【3番】 さっき7番さんが求刑のことをおっしゃっていましたが、過去の判例というのをスクリーン、テレビの画面のようなので示していただいて、ああ、こういうあれを参考にすればいいんだなということで、投票みたいなのをやりました。

【司会者】 4番の方は、何か話合いで大変だったこととかありますか。

【4番】 分からないことだらけで、殺意があるか、ないか、強い、弱いとか。殺意に強いとか弱いとかというのがよく分からなかったんですよ。それで刑も重くなる、軽くなる、そういうのがよく分からなくて、言葉もよく分からなくて、でも、分からない言葉は裁判長や裁判官の方が優しく丁寧に教えてくださったので、ああと思いながらだったんですが、いまだに殺意の強い弱いというのは、弱ければあれなのかな、殺意があること自体でもうあれなんじゃないかなとも思ったりします。

【司会者】 強い弱いというのは、検察官も弁護人も裁判官もみんなそういう言葉を使っていたんですよ、きっと。

【4番】 はい。

【司会者】 8番の方、何か評議の中でこんなことというのが、もし印象に残っていることがあれば。

【8番】 裁判官の方が裁判員に対して一応何年がいいでしょうかという、さっきも7番の方がおっしゃいましたが、アンケートを取られて、それぞれ書いて、黒板にずっと書いてくださったんですね。

【司会者】 やっぱり罪の重さというか、そういうのがお気持ちの中ですごく揺れたところがあったんですね。

【8番】 はい、ありました。よく新聞でも子供を虐待死させる例がすごく多いですね。少子化でもったいないなと思うんですけど、その場合だって割と判決が軽いですよね。子供を殺していて何でこんな軽いんだろうとい

つも疑問に思うんですけど。

【司会者】 ほかにいかがでしょう。何か評議の関係で印象に残っていることとか、もう少しこういうところを工夫してもらいたいとか、どんなことでも結構ですけど、何かないでしょうか。

【7番】 さっき4番の方がおっしゃっていましたが、殺意があったかとか、ないとか、テレビでよく責任能力があったか、ないか、それは別にどうでもいいんじゃないかなと思うんです。責任能力あったら殺さないだろうと思いますし。そういった意味で求刑に関わるというのが全然納得いかないというか、素人なのであれですけど、意味がよく分からないので。

【司会者】 どうしてそういう、例えばこういうことが認められると、それが刑に反映するのかとか、そういう辺りは何か議論になったりとか、そういうことはあったんですか。

【7番】 自分のときは加害者がDVでみたいな感じだったんですけど、そのとき我に返ったときに医者に連れていったから、その分は求刑を低くしてもいいんじゃないとかいう議論はありました。

【司会者】 なるほど。よろしいでしょうかね。何か評議の関係で御質問とか何かありませんか。

【弁護士佐藤】 質問というか、意見をちょっとお聞きしたいんですけども、弁護人の中には、裁判員制度は有罪無罪とか事実を認定する審議に関しては裁判員に加わってもらって、量刑は裁判官だけにやってもらった方がいいんじゃないかという意見があったりとか、あるいは諸外国の陪審員制度の国では、有罪か無罪かだけを陪審員が決めるという国もあります。そういう意見に対してどのようにお感じでしょうか。量刑に加わった方がいいとお考えなのか、量刑は裁判官に任せた方がいいなと思うのか、その辺の御意見をちょっとお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

【5番】 量刑はやっぱり裁判官にお願いしたいと思いますね。

【2番】 私もそう思いますね。ジャーナリストとか，そういう詳しく分かっている人たちで話し合えば，そういうふうに量刑って決められると思いますけど，尺度が分からないので，それは弁護人さんが言うように，加わるのもどうかなのというのがありますね。やっぱり日本で決められている罪の量刑の部分というのは僕らは全く分からないので，5番さんが言われたように，別に投げるわけじゃなくて，量刑は裁判官の方々がみんなの裁判員の意見をまとめてもらって，こういうふうに決めたといいふうにしてもらった方がいいのかなと，自分はそう思います。

【3番】 私はちょっと分からないですね。というのは，プロと思われる裁判官も，確か量刑を入れて結果が画面に出るんですよね，ばらばらだったので，どっちがいいのかちょっと分からなかったですね，今の御質問で。

ただ，判決文だけは裁判官の方が，後で送ってききましたけど，読むと，評議した内容と基本的に同じなんですけど，微妙な表現というか，極めて適切にできていまして，だから，あの点は裁判官はプロだなというような，感心しましたけどね。

【司会者】 皆さん担当されたのは有罪か無罪かから争われている事件だったと思うので，その時間も相当掛かったでしょうし，多分刑を決めるに当たってどういう事情が重要なのかとか，じゃ，それが数字としてどういうふうになるのかというところの話を多分相当な時間されたと思うんですけど，それがなかなか難しかった，大変だったですかね。

【6番】 とにかく前例を基にして考えないでくださいというお話がありましたね。どうしてもね，前の同じような似たような事件が量刑で何年だというのは考えないでくださいと言われてました。なるほど，そうだと思いますね。そのために我々呼ばれて協議，評議しているわけですから。

こういう事件で選ばれた我々は，それに携わることが第一であって，それに基づく判決も皆さんと一緒に協力して出すんですから，裁判官が後ろの席

で内緒にひそひそ話しているわけじゃないですから、それはもうこれでいいと思います、僕は。やっぱりそのために裁判員制度があるんだろうし。

【司会者】 一定のこういう重い事件に参加していただいているということですかね。

【6番】 ええ。その中でもね。

【司会者】 分かりました。

そろそろ時間になってきたので、最後の点ですけど、もう既に言っていた方もいらっしゃるんですけど、期間中のいろいろな負担であるとか、終わった後のお気持ちであるとか、それから今後まだ裁判員制度は続いておりますので、これからなる方へのメッセージということで、何かあればお願いしたいと思います。

8番の方から、最後に何か一言ずついただいてよろしいですか。

【8番】 守秘義務というのはいつ頃まで続くんですか。

【司会者】 残念ながら一生でございます。

【8番】 一生ですか。分かりました。

【司会者】 何かそれで日常お困りのこととか、そういうのはありますか。

【8番】 いいえ、それはありません。

【司会者】 大丈夫ですか。

【8番】 はい。

【司会者】 それから、さっき70歳を超えられてもやっぱり是非やってもらいたいということをお願いいたしましたけれども。

【8番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

7番の方はいかがですか。

【7番】 すごい貴重な経験できましたし、知らないことも知れたし、ほんと少しですけど、法律のことも分かるようになって、裁判に興味を持った

ので、選ばれた人は是非やってみるべきだと思います。もし嫌なら僕に言ってくればすぐに来るので、またよろしくお願いします。

【6番】 今ね、彼が言ったとおり、やはり進んでやるべきですよ。せっかくこういうチャンスがあるんですから。絶対二度と、自分からお金出してできるものじゃないんですから。やっぱり皆さんにね、自分のためだと思うし、また県のためもあるだろうし、人のためでもあるだろうし、とにかく何も怖がることはないと思います。だから、最初の郵便が来たときだけ嫌なんです。後は、入ってしまえば、どうってことない。まあ、そういうふうにお伝え願えれば幸せでございます。

【5番】 これから裁判員になれる方というんですけれども、選出が、聞いたところ選挙人名簿からというときに、シャッフルして、同じ職種の人とか年齢層じゃなくて、チョイスするのに、6名、性別も年齢も職業も選挙人名簿からランダムに選んで、いろんな意見をという意味で、そういうふうには裁判員も、そしてまた、職場が理解をしてやれるような形でですね、中には忙しい、あるいは主婦で、あるいは年寄りがいるとかというので辞退するという、そういうのも何らか助けられるような形で参加できるような、幅広い裁判員と思っています。

【司会者】 ありがとうございます。

【4番】 私もとても貴重な経験をさせていただいたと思っています。自分もその後もやはりちょっとイメージが、裁判所とか裁判に対してのイメージが変わりましたし、新聞を見ても、今まで見なかったところも見るようになりましたし、本当に貴重な経験でした。ありがとうございました。

【3番】 これは事前に案内があったので、自分、5項目に整理してきたんですけど。

【司会者】 ありがとうございます。はい。

【3番】 失敗と反省を兼ねてですね、一つは裁判所からの案内をよく読

むということですね。

それから二つ目は、裁判長の裁判が始まる前のガイダンスがありますけど、これをよく理解するというのと、それから三つ目は、仕事のことが気になって裁判に支障がないように、仕事も片付けというか、あるいはよくきちっとやって参加するということですね。

それから四つ目は、メモとかあれは持ち帰られないので、記憶が新鮮なうちに自分の考えのあれをなるべく早くまとめておく。

それから五つ目は、休憩時間なんかには差し障りのない話題で裁判員同士よく雑談して仲良くなっていくこと、また裁判官とも仲良くなっていくこと、この五つにまとめさせていただきました。

【司会者】 大変具体的なアドバイスありがとうございます。

それでは、すいません。最後のトリで2番の方。

【2番】 もうみんな同じで、すごいちゃんとした答えで。ただ、やっぱり人を裁くという重大で大事なお仕事なので、好奇心とか野次馬的な考えでやらない方がいいなと思いますね。そういうことを考えるのであれば、少し傍聴とかして、例えば裁判の、今、テレビをつけてもやっていないですけども、自分でそういう部分を見て行って、あとは自分がそういう事件を起こさないように、ちゃんと自分を正してこれから生活していけたらなと思います。ほんといい経験になりましたので、それだけは今後の方に伝えたいです。いい経験ですというふうに。

【司会者】 分かりました。

長時間にわたりまして、貴重な御意見ありがとうございました。最初に申し上げましたとおり、また今後の制度の運用に生かさせていただきたいと思えます。本当にどうも長時間ありがとうございました。今日はこれで終わらせていただきます。

以 上